

ぜん息患者の みなさまへ

東京都大気汚染医療費助成制度

東京都ではぜん息患者さんを対象に、
医療費の助成を行っています。



対象となる方

18歳未満の方 (18歳の誕生日が属する月の末日までの間にある方を含む。)

※18歳以上の方(上記に該当しない方)の新規申請の受付は、平成27年3月31日で終了しました。

現在認定を受けて医療券をお持ちの方で、生年月日が平成9年4月1日以前の方は、更新申請のみ可能です。

更新手続きは有効期間満了までに(手続きに時間がかかりますのでなるべく1か月前まで)行ってください。

- 都内に引き続き1年(3歳未満の方は6か月)以上お住まいの方(住民登録されている方)
- 現に気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅにかかるれている方
- 健康保険等に加入されている方
- 申請日以降喫煙しない方

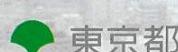
いずれの要件も満たしていることが必要です。都外に転出された方は助成の対象ではなくなります。

問い合わせ先 お住まいの区市町村担当窓口

制度に関する情報は、ホームページでも御案内しています。

大気汚染医療費助成

検索



R270



VEGETABLE OIL INK

リサイクル適性

この印刷物は、回収箱へ